

(案)

## 神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(出席の特例)

第11条の2 委員長は、委員について、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第19条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、第2項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代

えることができる。

別表国際文化観光・スポーツ常任委員会の項中「国際文化観光・スポーツ常任委員会」を「文化スポーツ観光常任委員会」に、「国際文化観光局及びスポーツ局」を「文化スポーツ観光局」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された国際文化観光・スポーツ常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された文化スポーツ観光常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、文化スポーツ観光常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された国際文化観光・スポーツ常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた国際文化観光・スポーツ常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる文化スポーツ観光常任委員会に付議されたものとみなす。

#### (提案理由)

多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、委員会へのオンライン出席を可能とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。